

指定基準(手続条例第4号第1項第1号、第2号、第4号)とその運用(案)

資料1

第1回 審議会案			審議のポイント		【参考】 答 申
条 例	定 義	解 説 ・ 例 示	第2回審議会での論点	方向性(案)	
第4条第1項第1号 府内に事務所を有すること	○「府内に事務所を有する」とは、申出を行った法人が、府内に事務所を有することをいう。	○事務所は主たる、従たるを問わない。 ○他府県内に主たる事務所があり、府内にその他の事務所を設けている場合も可。	(1)従たる事務所に登記は必要か否か。	(1)「従たる事務所にも登記が必要」とする。 P28	府内に事務所を有しない法人も指定の対象とする可能性も検討したが、地域に密着した活動や地域貢献を重視する観点や、指定に当たり必要に応じて当該事務所での現認も必要となることから大阪府内に事務所を設けて活動を行っていることを要件とした。(答申)
イ又はロのいずれかに適合すること 同条同項第2号 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けられる状態に置いていること。	○「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とは、インターネットを利用したホームページの開設などをいう。 ○「不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動に係る情報の提供を受けられる状態」とは、ホームページなどで、誰もが法人活動に係る情報を閲覧できる状態をいう。	○法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動を、ホームページなどで適時・適切に、積極的に情報発信し、その情報を更新していることが必要。 ○更新は、常に最新の情報を掲載していることが必要。ただし、法人の活動に応じて更新すれば、年間の更新回数は問わない。 ○ホームページの閲覧等の利用が会員限定である場合は、不可。 【情報発信する内容の例示】 ・開催済みのイベントやセミナーの内容、参加者数などの実施状況。 ・現在実施している活動の状況など。 ・今後開催するイベントやセミナーの予告や参加者募集など。	(2)情報発信の内容は、どの程度を求めめるのか？ (3)発信方法はホームページに限るのか？ (4)他のソーシャルメディア(ブログ、ツイッターなど)は認めないのか？	(2)情報発信の内容 ○基礎的な情報 ・法人名称 ・主たる事務所及び従たる事務所の所在地 ・連絡先(電話、FAX、メールアドレス等) ・代表者氏名 ・法人の目的 ○事業活動の状況 ・事業の実施状況 ・事業の実施予定 ・事業の成果 (3)発信方法は自らのホームページの開設のほか、「CANPAN(日本財団)」や「NPOヒロバ(日本NPOセンター)」などの外部の情報開示ポータルサイトを利用している場合も可とする。 (4)他のソーシャルメディアについては、会員限定で無いもので、かつ、上記(2)の内容を適切に発信できるものは可、とする。 P28	
ロ 会報その他これに類する印刷物(当該法人の特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。)を継続的に発行し、及びこれを会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。	○「会報その他これに類する印刷物」とは、法人の定款に記載された目的・事業に適合した活動が掲載された法人が発行する印刷物をいう。 ○「継続的に発行」とは、法人の事業活動に応じて、継続して発行していることをいう。 ○「会員外の府民等に配布し、又は閲覧させていること」とは、会員以外の府民に会報誌等を送付している、又は、府民が閲覧できる場所に配架している状態をいう。	○会報誌の内容は、法人の事業活動について、府民の理解を促進するものとなっていることが必要。 ○会報誌の名称は問わない。例えば、「会報紙」、「活動案内」なども可。 ○年間の発行部数や回数は問わない。 ○会報誌の配布は、不特定多数の府民を対象としていることが必要であり、例えば、NPO法人の会員限定である場合は、不可。 【配架場所の例示】 大阪府内に立地する、 ・学校 ・病院 ・図書館 ・市民活動センター ・市民会館 ・子育て支援センター ・駅等の公共交通機関 など	(5)会報誌の内容は、どのようなものが適当なのか？ (6)発行回数を求めるか？	(5)会報誌等の内容は、上記(2)の「基礎的な情報」及び「事業活動の状況」が記載されていること。ただし、1つの印刷物に全て掲載されているのではなく、複数の印刷物に分かれていても可、とする。 (6)会報誌等の内容に応じ、適切に発行していることが必要。 P29	協働の対象には団体、個人が幅広く含まれると考えられることから、団体との協働と、ボランティアなど一定数の個人との協働に分けて指定基準を設ける案も検討した。しかし、大阪府府民協働促進指針や諮問理由のいずれにおいても、地域におけるNPO法人とさまざまな団体との協働による地域課題の解決が重視されていることを踏まえ、指定基準としては「さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること」とした。 制度導入後、個々の申請法人ごとに、その協働の内容を検討し、地域課題の解決に向けた活動となっているか等の観点から、第三者の意見も参考に具体的に評価し判断することが、制度導入の趣旨、目的にかなうものとする。(答申)
同条同項第4号 法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること	○「法人その他の団体」とは、国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいう。 ○「連携し、及び協働して」とは、それぞれの団体が共通の目的を持って、その目的を達成するため、対等な関係で、互いの特性を發揮して、課題解決に向けて協力して事業を実施していることをいう。 ○「事業の継続が見込まれること」とは、地域課題の解決に向けて実施している事業が一過性のものでなく、将来的にも実施される見込みがあることをいう。	○「法人その他の団体」には、「個人」は含まない。 ○「連携し、及び協働」には、以下の内容を含む。 ・国や府、市町村等からの委託事業 ・府、市町村等公の施設の指定管理者 ・企業などから補助金や物品等の支援を得て実施している事業 *企業などから補助金や物品等の支援を得ている場合、その支援の目的がNPO法人の支援やボランティアの育成等ではなく、なんらかの地域課題の解決を目的としていることが必要。 ○「事業の継続が見込まれる期間」は、※少なくとも5年間とする。 ○継続的に特定非営利活動を行うために必要な財政基盤を有していることが必要。 ※条例8条に条例指定の効力は5年と規定されている。	(7)個人事業主は「法人その他団体」に含まれないのか。 (8)連携、協働は、ケースバイケースで考えるほうがよい。また、委託や補助などの例示は不要。 (9)継続期間を5年間とする記載は不要。	(7)「法人その他の団体」に、「個人事業主を含む」とする。 (8)「連携し、及び協働」については、次の①～③を手引きに記載。 ①共通の目的を持っていること 協働の相手とNPO法人が同じ目的を持って活動することが必要。 ②目的達成のため、対等の関係であること 互いにアイデアを出し合い、意見交換を行ったうえ、事業を実施していることが必要。 ③互いの特性を發揮していること。 NPO法人の目的に応じた(定款に記載された)特定非営利活動に係る事業であることが必要。 (9)継続期間については、制度の手引きに記載しない、こととする。 P33	

※NPO法人に個別に説明を求めても、法人からの申出内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として指定のための基準に適合しないと判断することがあり得る。